



埼玉県報

第114号
令和2年(2020年)
6月12日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県災害対策アプリ運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム課)
- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 草加都市計画事業三郷北部地区土地区画整理事業の縦覧(環境政策課)
- 新堀土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 神川町土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 児玉土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 金屋土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 生野土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の定款変更認可(農村整備課)
- 備前渠用水路土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 東松山市市の川特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出(市街地整備課)
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更(建築安全課)
- IC運転免許証作成用消耗品の購入に関する契約の相手方等の公示(会計課)
- 県道川越日高線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 県道川越日高線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 令和2年6月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県災害対策アプリ運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番
地16
- 5 契約金額
40,695,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第六百二十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

四 募集期間

令和二年六月十四日（日）から同年七月十七日（金）まで

五 採用予定時期

令和二年八月下旬から同年九月下旬まで、同年十月中旬から同年十二月上旬まで又は令和三年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和二年七月二十五日（土）から同月二十八日（火）までの間のいずれかの日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和

区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四

三) 及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、三郷市から三郷市の区域内において行われる草加都市計画事業三郷北部地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

三郷市まちづくり推進部まちづくり事業課

草加市都市整備部都市計画課

越谷市環境経済部環境政策課

八潮市都市デザイン部都市計画課

吉川市都市整備部都市計画課

二 縦覧の期間

令和二年六月十二日（金）から令和二年六月二十六日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

告示

埼玉県告示第六百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、新堀土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任			
職名	氏名	住	所
理事	竹内昭一	埼玉県蓮田市大字黒浜六百番地	
同	濱島豊明	同	同 千百八十六番地一
同	小林一俊	同	同 江ヶ崎千三百二十四番地一
同	福島榮	同	同 千二十一番地
同	本澤秀一	同	同 千五百八十六番地
同	石川和男	同	同 黒浜四千九百八十五番地二
同	山本孝次	同	同 笹山六百五番地
同	横田保男	白岡市実ヶ谷三百六十八番地一	
同	小島隆範	さいたま市岩槻区大字古ヶ場六百十七番地	
監事	柳澤一夫	蓮田市大字黒浜五十八番地二	
同	中里仁	さいたま市岩槻区大字鹿室千三百七十番地	
同	大久保要夫	白岡市野牛九百二十五番地	
二 退任			
職名	氏名	住	所
理事	竹内昭一	埼玉県蓮田市大字黒浜六百番地	
同	濱島豊明	同	同 千百八十六番地一
同	小林一俊	同	同 江ヶ崎千三百二十四番地一
同	福島榮	同	同 千二十一番地
同	本澤秀一	同	同 千五百八十六番地
同	大澤利信	同	同 笹山七百七十六番地
同	山本孝次	同	同 六百五番地
同	横田保男	白岡市実ヶ谷三百六十八番地	
同	小島隆範	さいたま市岩槻区大字古ヶ場六百十七番地	
監事	柳澤一夫	蓮田市大字黒浜五十八番地二	
同	増田宗吉	同	同 四千九百八十番地

監事

中

里

仁

埼玉県さい

たま市岩槻区

大字鹿室千

三百七十番地

告 示

埼玉県告示第六百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所所在地

久喜市

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

神川町土地改良区

二 事務所所在地

児玉郡神川町

告示

埼玉県告示第六百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

児玉土地改良区

二 事務所所在地

本庄市

告 示

埼玉県告示第六百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

金屋土地改良区

二 事務所所在地

本庄市

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

生野土地改良区

二 事務所所在地

本庄市

告 示

埼玉県告示第六百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を令和二年六月九日付けで認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

二 事務所の所在地

幸手市

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

備前渠用水路土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第六百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―五十一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

春日部市武里中野字丑ノ発七百八十六―四 他四筆

春日部市大場字長島千五百七十九―三 他五十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百四十五・二四立方メートル

告 示

埼玉県告示第六百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―一―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

草加市柿木町字竹千百九十五番一 他十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百七十八立方メートル

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―七―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

羽生市大字今泉字大口三百四十九番 他十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百七十・九七立方メートル

告示

埼玉県告示第六百三十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―五十一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県吉川市大字拾壹軒字内谷二百四十六番一 他八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百五十・六八立方メートル

告 示

埼玉県告示第六百三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

退任した理事の氏名及び住所

平野 十四三 埼玉県東松山市美原町二丁目八番地九

告示

埼玉県告示第六百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉 県知 事第 七号	株式会 社 建 築 構 造 セ ン タ ー	指 定 構 造 計 算 適 合 性 判 定 機 関 の 名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			構 造 計 算 適 合 性 判 定 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	本 社 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一 号	本 社 東 京 都 新 宿 区 新 宿 一 丁 目 八 番 一 号	令 和 二 年 五 月 二 十 八 日
				東 北 事 務 所	東 北 事 務 所	
				宮 城 県 仙 台 市	宮 城 県 仙 台 市	
				青 葉 区 本 町 二 丁 目 十 番 二 十 八 号	青 葉 区 本 町 二 丁 目 十 番 二 十 八 号	
				福 島 事 務 所	福 島 事 務 所	
				福 島 県 郡 山 市	福 島 県 郡 山 市	
				中 町 十 一 番 五 号	中 町 十 一 番 五 号	
				群 馬 事 務 所	群 馬 事 務 所	
				群 馬 県 高 崎 市	群 馬 県 高 崎 市	
				八 島 町 二 百 六 十 二 番 地	八 島 町 二 百 六 十 二 番 地	
				埼 玉 事 務 所	埼 玉 事 務 所	

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

千葉事務所

千葉事務所

千葉県船橋市

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

葛飾町二丁目

四百二番三号

四百二番三号

神奈川事務所

神奈川事務所

神奈川県横

神奈川県横

浜市西区北幸

浜市西区北幸

二丁目三番十

二丁目三番十

九号

九号

長野事務所

長野事務所

長野県長野市

長野県長野市

南県町千八十

南県町千八十

二番地

二番地

愛知事務所

愛知事務所

愛知県名古屋

愛知県名古屋

市中区栄四丁

市中区栄四丁

目十四番二号

目十四番二号

三重事務所

三重事務所

三重県四日市

三重県四日市

市浜田町十二

市浜田町十二

番十八号

番十八号

山陰事務所

山陰事務所

島根県松江市

島根県松江市

号	目九番三十八	駅前中央一丁目	佐賀県佐賀市	佐賀事務所	町一番一号	博多区御供所	福岡県福岡市	福岡事務所	十三番十三号	三番町七丁目	愛媛県松山市	愛媛事務所	一	亀井町二番地	香川県高松市	香川事務所	五番六号	中区八丁堀十	広島県広島市	広島事務所	号	丁目三番十九	北区内山下一	岡山県岡山市	岡山事務所	中原町六番地
	目五番十号	駅前中央一丁目	佐賀県佐賀市	佐賀事務所	町一番一号	博多区御供所	福岡県福岡市	福岡事務所	十三番十三号	三番町七丁目	愛媛県松山市	愛媛事務所	一	亀井町二番地	香川県高松市	香川事務所	五番六号	中区八丁堀十	広島県広島市	広島事務所	号	丁目三番十九	北区内山下一	岡山県岡山市	岡山事務所	中原町六番地

告 示

埼玉県告示第六百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C 免許証作成用カード基体 優良用	300 枚×3	422,000 円
I C 免許証作成用カード基体 一般用	300 枚×3	422,000 円
I C 免許証作成用カード基体 新規用	300 枚×3	422,000 円
運転経歴証明書作成用カード基体	300 枚×1	135,500 円
インクリボン	2,000 枚用×1	117,000 円
裏面印字リボン	2,000 枚用×1	16,000 円

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路 線 名	川越日高線
供用開始の区間	川越市大字笠幡字本郷四五九一番一 地先から同市大字笠幡字上野前三七 二二番六地先まで
供用開始の期日	令和二年六月十二日
備 考	平成二十九年四月十八日付 け埼玉県川越県土整備事務所 長告示第十四号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。 延長一五七・二〇メートル

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字栗坪字町二六七番七地 先から同市大字栗坪字前畑八六番 四地先まで</p>	<p>日高市大字栗坪字町二六七番七地 先から同市大字栗坪字前畑八六番 四地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇〜一三・五〇</p>	<p>九・五〇〇〜一一・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四八四・三〇</p>	<p>四八四・三〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年六月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

一 許可番号

令和二年六月一日

指令越建セ第〇一〇二四二号

二 検査済証番号

令和二年六月十日

越建セ第九〇―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台二丁目十三番八号 池田方

リチャーズ 美和

告示

埼玉県選管告示第二十三号

令和二年六月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年六月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、七四五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六七、一五六人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六八、九五九人
南第二区 川口市	一四七、二七三人
南第三区 さいたま市西区	二五、六二〇人
南第四区 さいたま市北区	四〇、八三五人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、七八七人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、三五一一人
南第七区 さいたま市中央区	二八、二六〇人
南第八区 さいたま市桜区	二六、五五二人
南第九区 さいたま市浦和区	四四、九九一人
南第十区 さいたま市南区	五二、〇四〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三四、三九〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、四五八人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、一八六人
南第十四区	桶川市	二一、三〇五人
南第十五区	北本市	一九、〇五六人
南第十六区	鴻巣市	三三、四五〇人
南第十七区	志木市	二〇、九六七人
南第十八区	新座市	四五、六一七人
南第十九区	蕨市	一九、九四五人
南第二十区	戸田市	三六、六四六人
南第二十一区	朝霞市	三八、五二〇人
南第二十二区	和光市	二二、八〇八人
西第一区	所沢市	九六、六六五人
西第二区	入間市	四一、四八九人
西第三区	飯能市	二二、六九四人
西第四区	狭山市	四二、八八二人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、八九四人
西第六区	富士見市	三〇、八二六人
西第七区	川越市	九七、六三八人
西第八区	日高市	一五、五九〇人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、一二四人
西第十区	坂戸市	二七、八三九人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、五七九人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、三三〇人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、〇八九人
北第一区	秩父市	一七、五八五人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、二八一人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、八六一人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、四三四人
北第五区	熊谷市	五五、三一人
東第一区	行田市	二二、八五七人
東第二区	羽生市	一五、一九八人
東第三区	加須市	三一、七二四人
東第四区	久喜市	四三、一五三人

東第五区	蓮田市	一七、五六一人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三五八人
東第七区	春日部市	六六、四九〇人
東第八区	越谷市	九五、一一八人
東第九区	八潮市	二五、〇三二人
東第十区	三郷市	三九、〇三七人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、二八三人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、八八五人